

# 募集要項

## 1. 事業目的

本事業は、意欲ある市内事業者等の海外への販路拡大の気運を高めるため、その足掛かりとして豪州においてテストマーケティング及び商談会を実施することにより、市内事業者等の商品のブラッシュアップを図り、今後の販路開拓・拡大などの展開に繋げることを目的に奈良市、ジェトロ及び奈良商工会議所（以下「主催者」という）が協力して開催する。

## 2. 支援内容

- (1) シドニーでの展示会出展に係る下記の補助(15社程度)
  - (a) 海外販路拡大のための事前セミナー実施
  - (b) 日本からシドニーへの商材の輸送
  - (c) 展示会場での商材説明及びPR
- (2) 展示会への現地渡航費用補助
  - (a) 補助対象経費：航空費及び宿泊費
  - (b) 補助上限額：20万円（補助率：100%）
  - (c) 補助対象事業者：本事業出品者のうち5社以内

## 3. 出品者の資格

- (1) 奈良市内等に事業所を持つ生産業者等、貿易事業者（貿易関係団体並びに地方公共団体等は除く）。商社や代理店等、製造者／生産者以外による申込みの場合は、製造者生産者の承諾を得た上での共同提案を行うこと
- (2) 申込、出品、商談会参加等を行う企業が同一であること
- (3) 現地関係者等が定める規則・関連規則を遵守いただけること
- (4) 海外販路拡大に意欲的で、市場調査及び商談目的の参加であること
- (5) 所定の期日までに商品サンプルの搬入を行うこと
- (6) 現地でのプロモーションに必要な情報等を提供すること
- (7) 本事業の成果把握等のためにジェトロが実施するアンケートやヒアリングに必ず協力すること（アンケートへの協力が無い場合、ジェトロでの支援を中止する場合がある。また、今後主催者が実施する事業の選定等において考慮される場合がある）
- (8) 出品者の企業名や商品情報を含む本事業成果及び各種調査結果の公表に同意すること
- (9) 前項(1)～(8)に該当する者であっても、過去に主催者に損害を与えたことがあると判断した場合、本事業の実施に支障をきたすこととなると主催者が判断した場合、その他主催者が適当でないと認めた場合、出品者の資格を有しないものとする

## 4. 出品物の資格

- (1) 1社あたり、最大3商品で、1商品あたり重量2kg、3辺合計(タテ+ヨコ+奥行)120cm以内とする。1商品あたり予備等を含めて3個(食品の場合5個)を提供すること。  
なお、会場へ送付する出品物の容積が極端に大きな場合など、主催者の判断で出品数量を調整する場合がある。
- (2) 出品物は、飲料(アルコール含む)、奈良の特産物を生かした加工食品、安心・安全・高品質で機能性、デザイン性に優れた雑貨、インテリア用品、伝統工芸品等とする。ただし、次に該当する物は禁止または制限する。
  - (a)開催地域の輸入禁止品目
  - (b)我が国の輸出入関係法規で規制するもの
  - (c)特許権、意匠権、商標権などを侵害するもの、あるいはそのおそれがあるもの
  - (d)現地の規制を受ける物、通関手続きに時間がかかり本事業実施に間に合わないことが予想されるもの
- (3) 冷蔵・冷凍対応でないもの
- (4) MOQ(最低発注数量)が少量(数箱程度)から対応可能な商品であること
- (5) 商品の製造物責任が取れること。(国内PL保険への加入、海外PL保険にも加入していることが望ましい)
- (6) ジェトロ等関係者が指定する商流に了承いただけること
- (7) 商社や代理店など、生産者以外による申込みの場合は、製造者/生産者の承諾を得た上での共同提案とすること
- (8) 奈良市内等の事業所で生産・製造された日本製商品(改装、点検、ラベル添付等微少な加工のみの場合は該当しない)又は奈良県内で生産された原材料を使用して日本国内で製造加工された商品であること
- (9) 本事業が終了した際は、現地で廃棄することに同意すること
- (10) 参加決定後、ジェトロが招待した海外バイヤー専用のオンラインカタログサイト「Japan Street」へ事前に企業情報と商品情報を日本語と英語で登録すること。(現地バイヤーとのマッチング率向上を図るため。)

## **5. 出品料金**

無料(別途サンプル費及び国内輸送費等は出品者負担)

## **6. ジェトロの責任において執行する費用**

- (1) 市場セミナー開催にかかる費用(会場借り上げ料等)
- (2) 奈良市販路拡大プロモーション会場及び商談会場の借り上げ料等
- (3) 食品サンプル提供に必要な機材、環境の準備にかかる費用
- (4) ジェトロが雇用する商品説明及びアンケート調査等の管理・運営スタッフ

- (5) 出品物の輸送費（国内指定場所から海外における展示会場への輸送。返送は行わない）
- (6) 本事業の誘客広報に係る費用
- (7) 参加企業の商品情報カタログ等の製作費
- (8) 現地バイヤー誘致にかかる費用
- (9) 商談会実施にかかる通訳費用（オンライン商談を含む）

## **7. 商工会議所の責任において執行する費用**

- (1) 現地出品者の渡航費

## **8. 申込方法**

- (1) 出品申込は、本案内が定める期日までに、本案内および以下に指定する方法にて行うものとする。
- (2) 出品申込は公募サイト内の申込フォームの入力をもって受け付ける。  
申込期限 2023年6月23日(金)17:00  
申込みを確認した後、内容を協議のうえ、申込者へ参加決定の可否を個別に連絡する。

## **9. 出品承諾、無効及び解除**

主催者は、出品者が本募集要項にて規定する各条件に違反したと判断した場合、参加の承諾、取り決めをしたときも含めて何時でも、催告なしにそれらを無効及び解除とすることができる。

この場合、出品にかかった各種経費は一切返金しない。併せて主催者に生じた一切の損害（直接の損害額に加え、主催者が当該出品に起因又は関連して支出した費用（見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家に係る費用等を含むが、これに限らない）を請求する。但し、出品者は出品の無効に起因し又は関連して生じた如何なる損害についても、主催者にこれを賠償請求できないものとする。

## **10. キャンセルポリシー**

出品者の都合により申込を取消す場合、必ず書面を送付して主催者の承諾を得ること。その際、参加費の受領如何にかかわらず、主催者は書面を受領した日付をもとに当該期日までににかかった諸経費を出品者に対して請求できるものとする。この場合、出品にかかった各種経費は一切返金できない。

## **11. 事業の中止等**

- (1) 主催者は以下の場合、本事業の開催を取りやめることが出来る。
  - (a) 戦争、政情不安、天災、感染症、その他主催者の責任に帰することの出来ない事由により現地展示会場の利用が中止となった場合、または本事業の開催が困難になった

場合

(b) 事業期日、方法等の条件に変更があった場合

(c) 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、事業実施が不適當もしくは不可能となった場合

(2) 前号の場合、主催者は事情に応じて出品物の措置等についてすみやかに定め、出品者はそれに従うものとする。

## **12. 定めのない事項の発生**

(1) 本案内に定めのない事項が発生した場合、主催者は速やかに対応等を出品者に通知するものとし、出品者は主催者の決定した対策に従うものとします。

## **13. 反社会勢力の排除**

(1) 出品者は、主催者に対し、現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

(a) 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること

(b) 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること

(c) 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること

(d) 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること

(e) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、及び、今後も行う予定があること

(f) 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてジェトロの信用を毀損し、またはジェトロの業務を妨害する行為

ホ 前各号に準ずる行為

- (g) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること
- (2) 本案内に定めのない事項が発生した場合、主催者はその対策を決定することができるものとする。
- (3) (2)の定めに基づき、主催者が出品の取り決めに解除した場合、出品者は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についても主催者に請求できないこととする。
- (4) (2)の定めに基づく解除の有無にかかわらず、出品者が、(1)の表明及び保証に違反したことに起因して主催者に損害が生じた場合、主催者はその被った損害について出品者に対し賠償請求が可能なこととする。

#### **14. 係争**

この要項に関する係争は日本法に準拠して解釈されるものとし、奈良地方裁判所をもって、第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **15. 免責**

- (1) 主催者は本事業に起因又は関連して生じたあらゆる損害について一切の責任を負わない。ただし、主催者の故意に基づく行為による場合は、この限りでない。  
また本事業で使用する奈良市プロモーション会場及び商談会場は現地委託事業者によってサービスの供給が行われるものであり、当該利用に起因して発生する事項についても、主催者は一切その責任を負わない。
- (2) 11.「事業の中止等」及び 12.「定めのない事項の発生」の場合、これによって生ずる出品者の損害及び不利益等について、主催者は一切その責任を負わない。また、奈良市プロモーション会場及び商談会場への出品にあたり規制の変更・強化があった場合は、出品ができなくなるケースが発生した場合も、主催者はその責任を負わない。
- (3) 本案内に定めのない事項に関しては、主催者がその対応を決定するものとする。
- (4) 本事業は、現地イベントにて、一定期間参加するものであるところ、全体事業スキームは変更になる場合がある。
- (5) 現地イベントにおける掲載方法および掲載時期は主催者が決定する。

#### **16. その他**

主催者は本事業実施にあたり、必要となる出品者の企業・商品・その他情報を本事業の目的達成に必要な範囲で外部機関に提供するほか、ジェットロが独自に実施するプロモーション実施を目的において、必要となる出品者の企業・商品・その他情報をジェットロが指定する第三者へ提供する。

#### **17. 問い合わせ先**

- (1) シドニーでの展示会出展に係る内容

日本貿易振興機構（ジェトロ）奈良貿易情報センター 担当：高田

電話：0742-27-7550 メールアドレス：nar@jetro.go.jp

住所：奈良市登大路町 38-1

(2) 展示会への現地渡航費用補助に係る内容

奈良商工会議所 担当：八木

電話：0742-26-6222 メールアドレス：info@nara-cci.or.jp

住所：奈良市登大路町 36-2